

第30回 鬼北町農業委員会総会 議事進行原稿

1. 開催日時 令和元年12月25日(水) 午後4時00分～午後4時32分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	8	芝貞弘	9	古用敏彦	10	山本一人
11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計

4. 欠席委員(2名)

6	有田亜佳	7	高田光一
---	------	---	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第136号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第137号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第138号 農地転用事業計画変更申請について
- 日程第5 議案第139号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

6. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第30回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>年末を迎えて大変お忙しいなか第30回農業委員会総会にご出席いただきお礼申し上げます。</p> <p>なお、今年は例年になく暖冬気味で、まだ今年に入って雪は降っておりませんが、ただ長期予報によると若干冷えるのではないかとと言われておりますが、あまり暖冬が続きますと来年の春先の病害虫の発生が心配されますので、冷えるということも大事だと思ったりしております。</p> <p>今日、それぞれお手元に事前に資料が配布されておりますので、それに基づきまして審議をいただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>高田光一委員、有田亜佳委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また、赤松委員から出席が遅れる連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第30回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に9番 古用敏彦委員、10番 山本一人委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、松岡委員より説明願います。</p>
松岡委員	<p>議席番号3番 松岡です。</p> <p>議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番</p>

	の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第136号 順位1番 説明】
松岡委員	12月23日に譲受人、事務局1名、末廣推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第136号 順位1番 説明】
松岡委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、二宮正宏委員より説明願います。
二宮委員	議席番号5番 二宮です。 議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第136号 順位2番 説明】
二宮委員	12月20日に譲渡人の代理人、譲受人、事務局2名、井伊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第136号 順位2番 説明】
二宮委員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、二宮委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番

	は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位3番について、二宮委員より説明願います。
二 宮 委 員	議席番号5番 二宮です。 議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第136号 順位3番 説明】
二 宮 委 員	12月20日に譲渡人の代理人、譲受人、事務局2名、井伊推進委員、私の 計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第136号 順位3番 説明】
二 宮 委 員	以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のす べてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、二宮委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位4番について、高田洋一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号1番 高田です。 議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番 の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第136号 順位4番 説明】
高 田 委 員	12月23日に譲受人、事務局1名、赤松委員、私の計4名で現地調査を行 いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第136号 順位4番 説明】

高田委員	<p>以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、高田委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
各委員	(質問、意見等なし)
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第136号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p>
議長	<p>日程第3 議案第137号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、中平委員より説明願います。</p>
中平委員	<p>議席番号4番 中平です。</p> <p>議案第137号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>
	【議案書に基づき、議案第137号 順位1番 説明】
中平委員	<p>12月20日に賃借人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。</p> <p>その内容を調査書に基づき報告をします。</p>
	【調査書に基づき、議案第137号 順位1番 説明】
中平委員	<p>以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、中平委員からの説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。</p> <p>ご意見ありませんか。</p>
各委員	(質問、意見等なし)
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第137号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第137号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p>

議 長	日程第4 議案第138号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。 順位1番について、高田洋一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号1番、高田です。 議案第138号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第138号 順位1番 説明】
高 田 委 員	12月23日に事務局1名、赤松委員、私の計3名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第138号 順位1番 説明】
高 田 委 員	以上により、計画変更しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第138号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第138号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第139号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から、事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第139号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第139号 順位1番から41番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、順位1番から41番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)

